

巻末資料

1. 参考資料

(1) 通達等

- ①動物の保護及び管理に関する法律の施行について（通達）（抄）（昭和49年2月12日総管第60号総理府総務副長官）
- ②動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（動物の愛護及び管理に関する法律）の施行について（抄）（平成12年11月10日総管第505号内閣総理大臣官房管理室長）
- ③動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）（抄）（平成18年3月10日環白総発第060310001号環境省自然環境局長）
- ④飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について（平成22年2月5日環自総発第100205002号）
- ⑤動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行について（抄）（平成25年5月10日環自総発第1305101号環境省自然環境局長）
- ⑥動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行について（抄）（平成25年8月1日警察庁丁生経発第178号）
- ⑦動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について（平成26年12月12日環自総発第1412121号環境省自然環境局総務課長）
- ⑧動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について」について（平成26年12月18日事務連絡）
- ⑨動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行について（抄）（令和2年5月28日環自総発第2005281号環境省自然環境局長）
- ⑩農場における産業動物の適切な方法による殺処分の実施について（令和3年1月21日環自総発2101214号環境省自然環境局総務課長・2生畜第1763号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長）

(2) 疑義照会

- ①狩猟法に関する疑義について（照会）（昭和25年12月11日獣第835号愛知県知事から林野長官あて）
- ②「狩猟法に関する疑義について（照会）」に対する回答通知（昭和25年12月25日25林野第16999号林野庁長官から愛知県知事あて）
- ③ノネコについて（照会）（昭和39年5月28日姫路簡易裁判所裁判官から農林省あて）
- ④「ノネコについて（照会）」に対する回答通知（昭和39年8月31日39林野造第716号林野庁長官から姫路簡易裁判所裁判官あて）
- ⑤動物の保護及び管理に関する法律第13条の疑義取り扱いについて（照会）（昭和49年10月1日青環第798号青森県環境保健部長から内閣総理大臣官房管理室長あて）
- ⑥動物の保護及び管理に関する法律第13条の取り扱いについて（回答）（昭和49年10月18日法務省刑刑第179号法務省刑事局刑事課長から内閣総理大臣官房管理室長あて）

- ⑦動物の保護及び管理に関する法律第13条の取り扱いについて（回答）（昭和49年10月23日警察庁丁防発第187号警察庁保安部防犯少年課長から内閣総理大臣官房管理室長あて）
- ⑧動物の保護及び管理に関する法律第13条の取り扱いについて（回答）（昭和49年11月11日総管第523号内閣総理大臣官房室長から青森県環境保健部長あて）
- ⑨動物の保護及び管理に関する法律の解釈について（照会）（昭和57年1月7日警察庁丁防発第5号警察庁保安部防犯課長から総理府内閣総理大臣官房管理室長あて）
- ⑩動物の保護及び管理に関する法律の解釈について（回答）（昭和57年2月9日総管第42号内閣総理大臣官房管理室長から警察庁保安部防犯課長あて）
- ⑪動物の保護及び管理に関する法律第13条に規定する「保護動物」の解釈について（照会）（平成元年7月3日札衛動セ第127号 札幌市衛生局長から内閣総理大臣官房管理室長あて）
- ⑫動物の保護及び管理に関する法律13条に規定する「保護動物」の解釈について（回答）（平成元年10月24日総官第473号内閣総理大臣官房管理室長から札幌市衛生局長あて）

(3) 中央環境審議会動物愛護部会

- ①動物の虐待防止に関する意見（昭和50年4月4日動物保護審議会会長から内閣総理大臣あて）

(4) 報告書（URLのみ掲載）

- ①平成19年度 動物の遺棄・虐待事例等調査業務報告書
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h1903.html
- ②平成21年度 動物の遺棄・虐待事例等調査報告書
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2203.html
- ③平成25年度 動物の遺棄・虐待事例等調査報告書
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2603.html
- ④平成30年度 動物の遺棄・虐待事例等調査報告書
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3103b.html
- ④令和4年度 動物の遺棄・虐待事例等調査報告書
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0503.html

2. 関連条文

1. 参考資料

(1) 通達等

① 動物の保護及び管理に関する法律の施行について（通達）（抄）

昭和 49 年 2 月 12 日
総 管 第 6 0 号

総理府総務副長官から
各都道府県知事あて

「動物の保護及び管理に関する法律」は、第 71 回国会において成立し、昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号として、別添のとおり公布され、昭和 49 年 4 月 1 日から施行されることになって
います。

この法律の立法の趣旨及び本法施行上留意すべき事項は、下記の通りでありますから、実施
のための準備について遺漏のないよう御配意願います。

なお、貴管下各市区町村長、各関係団体及び住民一般にも本法制定の趣旨及び内容を周知徹
底させるようよろしくお取り計らい願います。

記

1 立法の趣旨

従来、我が国においては、動物の保護及び管理に関する統一的な立法措置がないことなど
もあって、往々にして動物に対する適切な配慮を欠くため、動物に不必要な苦痛を与えたり、
また、一方では動物の保管に適正を欠くため、動物による人身等への危害が発生したりする
事例が少なくなかった。

本法は、これらの実情及び諸外国におけるこの種の法令の整備状況にかんがみ制定された
ものであり、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の保護に関する事項を定め
て国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する
とともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵
害を防止しようとするものである。

2 法施行上留意すべき事項

(1) (第 2 条関係)

この法律は、広く生命尊重の観点から、どのような動物でも、正当な理由がないのにこ
れらを殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするだけでなく、その習性を考慮し
て適正に取り扱うべきことをその基本原則としたものであること。

(10) (第 13 条関係)

ア 第 1 項は、動物のうちでも特に人々の間で親しまれているものを保護するとともに、捨
て犬の野犬化等による人身等への危害を防止するためこれらを虐待し又は遺棄した者に罰
則を課することとしたものであること。ただし、刑法（明治 40 年法律第 45 号）の定める
ところにより、正当な業務による行為等は、罰則の対象とならないものであること。

イ 第 2 項は、第 1 項の適用を受ける「保護動物」の範囲を定めたものであり、通常家畜と
されるべき、第 1 号列記の動物については人の占有の有無にかかわらず「保護動物」とし、
その他の動物については人が占有している哺乳類又は鳥類を「保護動物」としたこと。

② 動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律 (動物の愛護及び管理に関する法律)の施行について(抄)

平成12年11月10日
総管第505号

内閣総理大臣官房管理室長から
各都道府県知事・各政令市長あて

動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成11年法律第221号。以下「改正法」という。)は、第146回臨時国会において成立し、平成11年12月22日に公布されました。本法は、動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成12年6月30日政令第367号)により、平成12年12月1日から施行されることになっています。

この改正法の施行に向けて、動物の保護及び管理に関する法律施行令等の一部を改正する政令(平成12年6月30日政令第368号)、動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に係る基準(平成12年6月30日総理府令第73号)、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成12年9月29日政令第437号。以下「施行令」という。)及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成12年10月17日総理府令第117号。以下「施行規則」という。)が制定され、いずれも改正法の施行の日から施行されることになっています。

この改正法の制定の趣旨及び改正の内容等は、下記のとおりでありますので、これらについて御了知の上、改正法の適切な施行に努められますようお願いいたします。

なお、機関委任事務の廃止に伴い、動物の保護及び管理に関する法律に基づき都道府県知事又は政令で定める市の長が処理することとされている事務はすべて都道府県知事又は当該政令で定める市の長が処理する自治事務となったことから、これまで動物の保護及び管理に関する法律の施行のために出された機関委任事務に係る通達は、すべて地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に定める技術的助言として取扱うこととします。

記

第1 改正法制定の趣旨

都市化の進展や核家族化、さらには近年の社会の少子高齢化への流れを背景として、ペット動物の飼養に対する志向が広がるとともに、飼い主の生活におけるペット動物の重要性が高まってきている。その一方で、ペット動物等の虐待事件が社会的に注目されたり、飼い主の不適正な飼養により飼い主以外の者との意識の相違が助長され、ペット動物を巡るトラブルが近隣の迷惑問題として顕在化している。このような状況を踏まえて、ペット動物の飼養をより適正なものにすることによって、今後のペット動物の飼養の重要性に対応した人とペット動物とのより良い関係づくりを進めること及びそのことを通じて生命尊重や友愛等の情操面の豊かさを実現していくことが、社会全体から求められてきている。

このような社会的な要請に応えるため、以下に記している規定が盛り込まれた改正法の制定が議員立法により行われたものである。

第2 改正の内容等

1 法の名称、目的等の改正

(1) 法の名称及び目的(第1条関係)

法律の名称中及び第1条(目的)中の「保護」が「愛護」に改められているが、この趣旨は、改正前の「保護」は虐待の防止や適正な取り扱い、飼養等をその内容としており、「愛護」

はそれらを言い表し得るのみならず、さらに改正法の目指すところである人と動物とのより良い関係づくりを通じた生命尊重、友愛等の情操の涵養ということによりふさわしいと考えられることによるものである。

(2) 基本原則（第2条関係）

冒頭に「動物が命あるものであることにかんがみ、」を加えて、命ある動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、動物の習性を考慮して適正に取り扱うことを求めるとともに、その際における「人と動物の共生に配慮しつつ、」を加えることにより、それらのことがすべての人と動物とのより良い関係づくりに資することを明確にして、近年の生活におけるペット動物の飼養の重要性の高まりに社会全体で適切に対応していこうとするものである。なお、ここでいう人と動物の共生には、人間社会の中において動物をそれぞれの役割に応じて適正に利用していくことも含まれるものである。

9 虐待及び遺棄の罰則の強化（第27条関係）

みだりな殺傷、殺傷以外のみだりな虐待及び遺棄にそれぞれ項立てがなされ、その量刑が大幅に強化されるとともに、「愛護動物」に新たに人が占有している爬虫類が追加されたが、これは、改正前の罰則では動物の虐待や遺棄に対する有効な抑止力になっていないとの批判に対応するとともに、近年爬虫類のペット動物としての飼養が増加しその遺棄等が社会問題化していることによるものである。

③ 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）（抄）

平成18年3月10日
環白総発第060310001号

環境省自然環境局長から
各都道府県知事・各指定都市の長・各中核市の長あて

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第68号。以下「改正法」という。）は、第162回国会において成立し、平成17年6月22日に公布されたところである。改正法は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成17年政令第389号）により、平成18年6月1日から施行されることとされている。

改正法の施行に向けて、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第390号。以下「改正令」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の全部を改正する省令（平成18年環境省令第1号。以下「改正規則」という。）が制定され、いずれも改正法の施行の日から施行される。

改正法等の制定の趣旨及び改正の内容等は、下記のとおりであるので御了知の上、改正法の適切な施行に格段の御配慮をお願いする。

第1 改正法制定の趣旨

平成11年に動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の一部改正が行われてから約5年が経過したことから、この間の法の施行状況等を踏まえ、動物の愛護及び管理のより一層の推進を図るため、議員立法により第2に記載された内容が盛り込まれた改正法が制定されたものである。

第2 改正の内容等

8 罰則の強化（第44条関係）

動物の虐待及び遺棄に関する罰則について、30万円以下の罰金が50万円以下に引き上げられた。これは、依然として悪質な動物の虐待及び遺棄に関する事件が後を絶たないこと

や、動物の保護に関する他法令に規定されている罰則との均衡等が考慮されたものである。

④ 飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について

平成 22 年 2 月 5 日
環自総発第 100205002 号

環境省自然環境局総務課長から
各都道府県・指定都市・中核市動物愛護主管部（局）長あて

動物愛護管理行政の推進については、平素より格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、虐待の定義の明確化については、担当者会議等において貴県市より御意見をいただいているところです。虐待に該当するかどうかについては、行為の目的、手段、苦痛の程度等を総合し、社会通念により判断してきているところですが、より具体的にしていくためには判決事例を収集、把握していくことが重要であると考えています。そのため、平成 19 年度に判決事例を「動物の遺棄・虐待事例等調査業務報告書」として取りまとめました。

今般、この報告書をもとに、飼育改善指導が必要であり虐待に該当する可能性、あるいはそのままの状態では放置されれば虐待に該当する可能性があると考えられる事例を別紙のようにまとめましたので、業務の参考にしていただくようお願いいたします。なお、より詳細な説明を環境省ホームページにも掲載していますので、御参照ください（http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h1903.html）。

虐待の判決事例については、今後も継続して収集していくこととしており、これを踏まえ、別紙の事例につきましても逐次見直していきたいと考えております。

また、以下の点にも御留意ください。

- 本通知は、可能な範囲で具体的な事例を示したものであり、個々の案件に係る判断は、動物及び動物の所有者又は占有者の置かれている状況等を考慮して個別に行われるべきものと考えます。
- 別紙の事例については、後日、増刷し、各自治体あて発送予定の「動物の遺棄・虐待事例等調査業務報告書」（平成 19 年度）とともに警察にも情報提供していただき、引き続き連携して対応していただきますようお願いいたします。

(別紙)

I 動物の虐待の考え方

積極的(意図的)虐待	ネグレクト
やってはいけない行為を行う・行わせる	やらなければならない行為をやらない
<ul style="list-style-type: none">・ 殴る・蹴る・熱湯をかける・動物を闘わせる等、身体に外傷が生じる又は生じる恐れのある行為・ 暴力を加える・ 心理的抑圧、恐怖を与える・ 酷使 など	<ul style="list-style-type: none">・ 健康管理をしないで放置・ 病気を放置・ 世話をしないで放置 など

※動物自身の心身の状態・置かれている環境の状態によって判断される

II 飼育改善指導が必要な例(虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例)について

1. 一般家庭

- ・ 餌が十分でなく栄養不良で骨が浮き上がって見えるほど痩せている(病気の場合は獣医師の治療を受けているか。高齢の場合はそれなりの世話が出来ているか。)
- ・ 餌を数日入れ替えず、餌が腐っていたり、固まっていたりして、食べることができる状態ではない。
- ・ 器が汚く、水入れには藻がついている。あるいは、水入れがなく、いつでも新鮮な水を飲むことができない(獣医療上制限されているときを除く。)
- ・ 長毛種の犬猫が手入れをされず、生活に支障が出るほど毛玉に覆われている。
- ・ 爪が異常に伸びたまま放置されている。
- ・ (繋ぎっぱなしで散歩にも連れて行かず、) 犬の糞が犬の周りに何日分もたまり糞尿の悪臭がする。
- ・ 外飼いで鎖につながれるなど行動が制限され、かつ寒暑風雨雪等の厳しい天候から身を守る場所が確保できない様な状況で飼育されている。
- ・ 狭いケージに閉じ込めっぱなしである。
- ・ 飼育環境が不衛生。常時、糞尿、抜けた毛、食餌、缶詰の空やゴミがまわりにちらかっており、アンモニア臭などの悪臭がする。
- ・ 病気や怪我をしているにもかかわらず、獣医師の治療を受けさせていない。
- ・ リードが短すぎて、身体を横たえることができない。
- ・ 首輪がきつすぎてノドが締めつけられている。
- ・ しつけ、訓練と称するなどし、動物に対し殴る、蹴る等の暴力を与えたり、故意に動物に怪我をさせたりする。
- ・ 事故等ではなく、人為的に与えられたと思われる傷が絶えない。

2. 動物取扱業者等

- ・ ケージが狭く、動物の排泄物と食餌が混在した状態で放置されている。動物が排泄物の上に寝ている。
- ・ 常時水を置いていない。あるいは、水入れはあるが中に藻が付いていたりして不潔である。
- ・ 幼齢にもかかわらず、食餌を適切な回数与えず(例えば朝晩の2回のみ等)、また、それで問題ないと説明している。
- ・ 糞尿が堆積していたり、食餌の残渣が散らかっていたりして、清掃が行き届かず、建物内、

ケージから悪臭がする。

- ・動物の体が著しく汚れている。
- ・病気や怪我をしているにもかかわらず、獣医師の治療を受けさせていない。
- ・飼育環境が飼育している動物に適していない（温度・湿度の調整も含む）。例えば、西日が当たるなど建物内の温度が上昇した場合、あるいは、その逆で、冬季に低温となった場合に対応しない。
- ・多頭飼育で、飼育環境が不衛生。常時、糞尿、抜けた毛、食餌、缶詰の空やゴミがまわりにちらかっており、悪臭がする。
- ・ケージ内で動物を過密に飼育している。
- ・店内の大音量の音楽、または過度の照明にさらされることにより動物が休息できない。
- ・しつけ、訓練と称するなどし、動物に対し殴る、蹴る等の暴力を与えたり、故意に動物に怪我をさせたりする。
- ・体調不良、不健康な動物をふれあいや散歩体験等に使用する。
- ・出産後、十分な期間（離乳し母体が回復するまでの間）を経ずに、また繁殖させる。

⑤ 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する 法律の施行について（抄）

平成 25 年 5 月 10 日
環自総発第 1305101 号

環境省自然環境局長から
各都道府県知事・指定都市の長・各中核市の長あて

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 79 号。以下「改正法」という。）は、第 180 回国会において成立し、平成 24 年 9 月 5 日に公布されたところである。改正法は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 24 年政令第 296 号）により、平成 25 年 9 月 1 日から施行されることとされている。

改正法の施行に向けて、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年環境省令第 8 号）等が制定され、改正法の施行の日から施行される。

改正法等の制定の趣旨及び改正の内容等は、下記のとおりであるので御了知の上、改正法等の適切な施行に特段の御配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 改正法制定の趣旨

平成 17 年に動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）の一部改正が行われてから約 5 年が経過したことから、この間の法の施行状況等を踏まえ、また、中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会において、平成 23 年 12 月にとりまとめられた「動物愛護管理のあり方検討報告書」を参考にし、動物の愛護及び管理のより一層の推進を図るため、議員立法により、以下の規定が盛り込まれた改正法が制定されたものである。

第 2 改正の内容等

1 法の目的（第 1 条関係）

法の目的が、人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境への影響の防止だけでなく、動物の健康及び安全の保持を図ることの双方であることを明示し、「人と動物の共生する社会の実現」が法の目指すものであることを示したものである。

2 基本原則（第2条関係）

「5つの自由」（飢え・渇きからの自由、不快からの自由、苦痛からの自由、恐怖・抑圧からの自由、自由な行動をとる自由）が、全ての動物の取扱いにおいて基本的な理念であることを踏まえ、動物のみだりな殺傷や虐待の防止のみならず、適切な給餌・給水、健康管理等の環境確保を図るべきことを明記したものである。

9 周辺の生活環境の保全等に係る措置（第25条関係）

(1) 周辺の生活環境が損なわれている事態に関する第25条第1項における例示の付記は、これまで施行規則に記載されていたものを入念的に規定したものであり、改正法施行前と周辺環境が損なわれている事態の範囲が変更されるものではない。

(2) 第25条第3項は、周辺の住民が少ない場所での多数の動物の飼養等周辺の生活環境への影響は小さいものの、動物の飼養環境が悪化している場合において、第25条第1項による勧告・命令を行うことが困難であることから、このような場合においても、勧告・命令を行うことを可能とするため設けられたものである。なお、動物の飼養者が、衛生動物の多数の発生等の施行規則に掲げる事態を生じさせていたとしても、都道府県の職員による指導に従い事態の改善が見込める場合については勧告・命令の対象とはならない。また、虐待のおそれがある、可及的速やかに措置を講じなければならない場合においては、勧告せず即座に命令を行うことができる。

「多数の動物の飼養又は保管」とは、現行とその対象が変わるものではないが、例えば犬又は猫の飼養にあつては、概ね10頭以上の飼養又は保管については、多数の動物の飼養又は保管に当たる。なお、集合住宅内での飼養などの飼養環境により、より少ない頭数であっても、多数とみなされる場合がある。

13 獣医師による通報（第41条の2関係）

動物の虐待については、当該動物の飼養場所の他、診療の際に発見される可能性が高いこと等から、獣医師に対し、みだりに殺傷又は虐待を受けた動物を発見した際の通報に係る努力義務規定を設けたもの。「その他の関係機関」とは警察、市町村等が該当する。

14 罰則（第44条から第50条まで）

動物の殺傷に関する罰則について、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に、虐待及び遺棄に関する罰則について、50万円以下の罰金が100万円以下に引き上げられる等罰則が強化された。これは、依然として悪質な動物の虐待及び遺棄に関する事件が後を絶たないこと等が考慮されたものである。

また、動物虐待罪について、その定義が不明確であったことから、みだりに、酷使又は愛護動物の健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束すること、自己が所有する愛護動物について疾病又は負傷した際に適切な保護を行わないこと、自己の管理する施設であつて排せつ物が堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設内で飼養又は保管することを、具体的な虐待の事例として追加している。なお、我が国で一般的な畜産業における家畜の取扱いは、みだりに酷使すること及びみだりに排泄物の堆積した施設において飼養することによる虐待には該当しない。

⑥ 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行について（抄）

平成 25 年 8 月 1 日
警察庁丁生経発第 178 号

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 79 号。以下「改正法」という。）は、平成 24 年 9 月 5 日公布された。改正法は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 24 年政令第 296 号）により、平成 25 年 9 月 1 日から施行されるので、法の適用上遺漏のないようにされたい。

記

第 1 改正法制定の趣旨

平成 17 年に動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）の一部改正が行われてから 5 年以上が経過し、この間の方の施行状況を踏まえ、動物の愛護及び管理のより一層の推進を図るため、議員立法により、改正法が制定された。

第 2 改正法の概要

1 法の目的

法の目的が、人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境への影響の防止だけでなく、動物の健康及び安全の保持を図ることの双方であることを明示し、「人と動物の共生する社会の実現」が法の目指すものであることを示した（改正法第 1 条）。

4 罰則の強化

- (1) 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者に対する法定刑について、2 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金に引き上げた（改正法第 44 条第 1 項）。
- (2) 愛護動物に対する虐待の例示を加え、その虐待を行った者に対する法定刑について、100 万円以下の罰金に引き上げた（改正法第 44 条第 2 項）。
愛護動物の虐待の例示として
 - ・ 給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること
 - ・ 自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと
 - ・ 排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することを示した。
- (3) 愛護動物を遺棄した者に対する法定刑について、100 万円以下の罰金に引き上げた（改正法第 44 条第 3 項）。

5 獣医師による通報

獣医師に対し、みだりに殺傷又は虐待を受けた動物を発見した際に、都道府県知事その他の関係機関への通報に係る努力義務規定を設けた（改正法第 41 条の 2）。
「その他の関係機関」には、警察、市町村等が該当する。

第 3 取締り上の留意事項

1 動物虐待・殺傷事犯の対応

動物の虐待・殺傷事犯は社会的反響の大きい事犯であり、特に、刃物等凶器使用による動物殺傷事犯については、国民の不安感を醸成することから、迅速な捜査により被疑者の検挙につなげ、続発防止を図ること。

被疑者の検挙につなげ、続発防止を図ること。

また、動物虐待については、改正法第 44 条第 2 項で虐待の例示が加えられたものの、個々の事案により、当該行為が虐待にあたるか否かについて、都道府県等の担当部局に照会するなどし、事実の特定にあたること。

2 地方公共団体の担当部局との連携の強化

都道府県等の担当部局との情報交換による事案の把握に努めるとともに、事案発生時における対象動物の保護にかかる迅速な対応を念頭に置いた連携の強化を図ること。

⑦ 動物の愛護及び管理に関する法律第 44 条第 3 項に基づく 愛護動物の遺棄の考え方について

平成 26 年 12 月 12 日
環自総発第 1412121 号

環境省自然環境局総務課長から
各都道府県・指定都市・中核市動物愛護主管部（局）長あて

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 44 条第 3 項に規定する愛護動物の「遺棄」について、別紙のとおり考え方を整理したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知します。

愛護動物の「遺棄」と疑われる事案が発見された場合は、都道府県警察と連携・協力して、適切な対応に配慮をお願いします。

なお、本件については、警察庁から各都道府県警察等に対し、周知しています。

（別紙）

動物の愛護及び管理に関する法律第 44 条第 3 項に基づく 愛護動物の遺棄の考え方

【基本的な考え方】

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 44 条第 3 項に規定される「遺棄」とは、同条第 4 項各号に掲げる愛護動物を移転又は置き去りにして場所的に隔離することにより、当該愛護動物の生命・身体を危険にさらす行為のことと考えられる。個々の案件について愛護動物の「遺棄」に該当するか否かを判断する際には、隔離された場所の状況、動物の状態、目的等の諸要素を総合的に勘案する必要がある。

【具体的な判断要素】

第 1. 隔離された場所の状況

1. 飼養されている愛護動物は、一般的には生存のために人間の保護を必要としていることから、移転又は置き去りにされて場所的に隔離された時点では健康な状態にある愛護動物であっても、隔離された場所の状況に関わらず、その後、飢え、疲労、交通事故等により生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。
2. 人間の保護を受けずに生存できる愛護動物（野良犬、野良猫、飼養されている野生生物種等）であっても、隔離された場所の状況によっては、生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。

これに該当する場所の状況の例としては、

- ・生存に必要な餌や水を得ることが難しい場合

- ・ 厳しい気象（寒暖、風雨等）にさらされるおそれがある場合
- ・ 事故（交通事故、転落事故等）に遭うおそれがある場合
- ・ 野生生物に捕食されるおそれがある場合

等が考えられる。

なお、仮に第三者による保護が期待される場所に離隔された場合であっても、必ずしも第三者に保護されるとは限らないことから、離隔された場所が上記の例のような状況の場合、生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。

第2. 動物の状態

生命・身体に対する危険を回避できない又は回避する能力が低いと考えられる状態の愛護動物（自由に行動できない状態にある愛護動物、老齢や幼齢の愛護動物、障害や疾病がある愛護動物等）が移転又は置き去りにされて場所的に離隔された場合は、離隔された場所の状況に関わらず、生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。

第3. 目的

法令に基づいた業務又は正当な業務として、以下のような目的で愛護動物を生息適地に放つ行為は、遺棄に該当しないものと考えられる。

- 例：法第36条第2項の規定に基づいて収容した負傷動物等を治療後に放つこと
- 治療した傷病鳥獣を野生復帰のために放つこと
- 養殖したキジ・ヤマドリ等を放鳥すること
- 保護増殖のために希少野生生物を放つこと

⑧ 「動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について」について

平成26年12月18日
事務連絡

環境省自然環境局総務課・動物愛護管理室長から
都道府県・各指定都市・中核市動物愛護主管課（室）長あて

「動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について」（平成26年12月12日付け環自総発第1412121号）別紙の「動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項に基づく愛護動物の遺棄の考え方（以下「遺棄の考え方」という。）【具体的な判断要素】第3. 目的の「法第36条第2項の規定に基づいて収容した負傷動物等を治療後に放つこと」については、下記のとおり考えているので、補足させていただきます。

記

原則としては、「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」（平成18年環境省告示第26号）に従い、負傷した愛護動物を収容した場合は、まず、所有者を探し、所有者が見つからない場合は譲渡先を探し、譲渡先が見つからない場合はやむを得ず殺処分することとなる。

ただし、例えば、公園等に生息する鳩は、所有者がいないと推測されるものの、一定の管理を行う者がおり、その地域に生息することが理解されているが、当該鳩が負傷して収容された場合に、返還に相当する行為として、自治体の判断で治療後に元の場所等の生息適地に戻す行為を想定して遺棄の考え方に示したものである。

⑨ 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行について（抄）

令和 2 年 5 月 28 日
環自総発第 2005281 号

環境省自然環境局長から
各都道府県知事・各指定都市の長・各中核市の長あて

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 39 号。以下「改正法」という。）は、第 198 回国会において成立し、令和元年 6 月 19 日に公布された。改正法は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和元年政令第 151 号）により、令和 2 年 6 月 1 日から施行される。また、第一種動物取扱業の基準遵守義務に係る規定等にあつては「公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日」（改正法附則第 1 条第 1 号）から、犬猫等販売業者に対するマイクロチップの装着等の義務化に係る規定にあつては「公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日」（改正法附則第 1 条第 2 号）から施行される。

改正法の施行に向けては、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 152 号。以下「経過措置等政令」という。）、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年環境省令第 6 号。以下「改正省令」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整備に関する告示（令和 2 年 2 月環境省告示第 21 号）が制定され、一部の規定を除き、改正法の施行の日から施行される。

令和 2 年 6 月 1 日から施行される改正法等の制定の趣旨及びその内容等は、下記のとおりであるので、御了知の上、改正法等の適切な施行に格段の御配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 改正法等の制定の趣旨

平成 24 年に動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）の一部改正が行われ、その附則において、施行後 5 年を目途として施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされた。また、同附則において、幼齢の犬猫の販売時の日齢に関する規制や犬猫へのマイクロチップの装着の義務付けについては、必要な検討を加えることとされた。今般、これらの状況等を踏まえ、動物の愛護及び管理のより一層の推進を図るため、議員立法により所要の改正が行われた。改正内容のうち、令和 2 年 6 月 1 日から施行される内容等については、以下のとおりである。

第 2 改正の内容等

8 都道府県知事による不適正な飼養に係る指導等の拡充（第 25 条関係）

法第 25 条第 1 項において、周辺の生活環境が損なわれている事態が生じているときに、当該事態を生じさせている者に対し、従来の規定による勧告・命令に加えて、必要な指導・助言を行うことができることとされた。また、同条第 5 項において、必要な報告徴収又は立入検査を行うことができることとされた。これらにより、動物の飼養等に起因した生活環境保全上の支障が発生した場合に、事態の早期段階における行政指導である指導若しくは助言又は実態把握のための報告 徴収若しくは立入検査が可能となり、より効果的に事態の把握

と改善を図ることができることとされた。

また、従来は、多数の動物の飼養又は保管が行われていることが措置の前提となっていたが、多数に限らず一頭のみ飼養又は保管であっても、例えば、吠え癖のある犬による頻繁な吠え声の発生や放置などの周辺の生活環境が損なわれている事態や、ネグレクト等の同条第4項に定める虐待を受けるおそれがある事態が生じている場合には、措置の対象となり得ることとなった。

さらに、同条第1項の指導又は助言に関する規定において、周辺の生活環境が損なわれている事態が生じたことの起因となる活動に給餌・給水が追加された。この規定により、例えば、公園等において、特段の計画性を持たず、結果として生じる周辺環境への影響に対する配慮や地域の理解を欠いた状態で動物への餌やり行為を行う者に対し、当該行為を起因として周辺の生活環境が損なわれている事態が生じている時に、必要に応じて、都道府県知事が指導又は助言を行うことができることとされた。

加えて、施行規則第12条において、周辺の生活環境が損なわれている事態の対象に、周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態が追加された。これは、従来の規定では、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により周辺住民の間で共通の認識となっていると認められることが前提であったが、複数の苦情の申出等がなくとも、特定の個人に健康被害が生じている事態も想定されることから規定された。

法第25条に定める周辺の生活環境の保全等に係る措置に関し、都道府県知事は、必要に応じて、同条第7項の規定に基づく市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対する協力を求める等の連携を図られたい。

16 獣医師による通報の義務化（第41条の2関係）

獣医師が、獣医療行為の一環として、動物のみだりな殺傷及び虐待を発見した場合の都道府県知事その他の関係機関への通報について、都道府県知事その他の関係機関がよりきめ細やかに情報を把握し虐待等の事案に的確に対応できるようにするため、改正法により、従来の努力義務が義務化されるとともに、通報の即時性の程度を明確にするために、「遅滞なく」と明記された。獣医師による義務の履行に的確に対応するためにも、都道府県知事その他の関係機関の通報窓口の獣医師への周知の徹底が必要である。

なお、虐待等の判断に当たっては、飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について（平成22年2月5日付け環自総発第100205002号環境省自然環境局総務課長通知）、動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について（平成26年12月12日付け環自総発第1412121号環境省自然環境局総務課長通知）を参照されたい。

17 関係機関の連携強化（第41条の4関係）

国が地方公共団体に対して行う情報提供、技術的助言その他の必要な施策を講ずる努力義務の事項に、①畜産、公衆衛生又は福祉に関する業務を担当する地方公共団体の部局、民間団体との連携の強化に関する事項と②地域における犬、猫等の動物の適切な管理等に関する事項が追加された。動物の愛護及び管理に関する施策の対象は、広範かつ多岐にわたっており、施策の効果的な実施に当たっては、多様な関係機関・部局間の連携によって、それぞれの有する専門的な知識、技術、経験、関係者の情報や現場訪問の機会等を最大限活用し、動物の愛護及び管理とこれに関連する各種の社会課題の同時解決を図る視点が必要である。こういった観点から、これまでの都道府県警察との連携に加え、今般、①の規定は、産業動物の適正な取扱いの確保には畜産や公衆衛生を担当する部局との連携、多頭飼育問題への効果的な対応には社会福祉部局との連携、所有者不明の犬猫の取扱いや引き取った犬猫の譲渡の推進には民間団体との連携の強化が重要であることから設けられた。併せて、②の規定は、例えば、地域猫活動等の地域における動物の適切な管理に関する事例の共有等が必要で

あるため設けられた。

19 動物虐待罪等の厳罰化等（第 44 条から第 50 条まで関係）

近年、動物の虐待等（殺傷・遺棄を含む。以下同じ。）に係る違反容疑の摘発件数は増加しており、依然として悪質な動物の虐待等に関する事件が後を絶たないこと等から、動物の殺傷に関する罰則について、懲役刑の上限が 2 年から 5 年に、罰金刑の上限が 200 万円から 500 万円に引き上げられるとともに、虐待及び遺棄に関する罰則について、100 万円以下の罰金刑に 1 年以下の懲役刑が加えられ、罰則が大幅に強化された。

また、虐待に当たる行為全てを網羅的に例示することは困難であるが、動物虐待罪の適用の可否の判断に資するよう、法第 44 条第 2 項において、具体的な虐待行為の例示がより広範に明記された。具体的に追加された事項は、みだりに行われた行為であることを前提とした上で、愛護動物に対し、①身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加えること、②そのおそれのある行為をさせること及び③飼養密度が著しく適性を欠いた状態で愛護動物を飼養し又は保管することにより衰弱させること、である。①は、実際に外傷が確認できない場合であっても、そのおそれがある行為を行うこと、②は、自らが外傷を負わずとも、愛護動物に外傷を負わせる可能性が生じる何らかの行為を強いること、③は、近年問題となっている一部の犬猫の繁殖業者（ブリーダー）による過密飼育や多頭飼育等による劣悪な状態での飼養等が想定される。

虐待等の摘発は、地方公共団体の動物愛護管理部局や警察への通報等を契機とするものが多く、今後は、法第 41 条の 2 の獣医師による通報が義務化されたことに伴い、獣医学的な見地からの情報も増加することが期待される。こうした事案において、実際の捜査に当たる警察当局が虐待等の判断を的確に行うためには、国や地方公共団体に対する制度解釈に関する疑義照会や獣医師に対する獣医学的観点からの検案依頼等について、円滑な連携を行えるような体制を構築することが重要である。具体的には、次の（1）に示す役割を担いつつ、（2）に示す都道府県警察との連携・協力体制の確保に努めるようお願いする。

（1）都道府県等の役割

法第 25 条第 4 項に定める虐待を受けるおそれがある事態の是正措置として、同項の勧告・命令及び同条第 5 項の報告徴収・立入検査の適切な運用を図る。また、虐待等の事案に係る通報窓口を明確化する。

（2）連携体制

都道府県等に通報のあった動物の虐待等の事案については、事案の内容に応じて、都道府県警察に対して必要な情報提供を行う。また、動物の殺傷及び虐待の該当性の判断に当たっては、みだりに行われた行為であるかどうかの評価が必要になることから、必要に応じて、国に対する法制的観点からの技術的助言及び獣医師等に対する検案や科学的助言を求めるものとする。

さらに、都道府県等において都道府県警察等から動物の虐待等の事案に関し情報提供を受けた場合は、（1）の都道府県等の役割を適切に果たすこと、都道府県等が立入検査を行う際に現地でのトラブルが想定される場合は、必要に応じ都道府県警察に警戒活動等の協力を求めること、都道府県警察が行う捜査の過程で被疑者から押収した動物の一時保管を依頼された場合は、必要に応じ動物愛護管理センター等が協力することなど、実務的な面での協力体制の構築を図るものとする。

⑩ 農場における産業動物の適切な方法による殺処分の実施について

令和3年1月21日
環自総発第2101214号
2 生畜第1763号

環境省自然環境局総務課長（公印省略）
（農林水産省）生産局畜産部畜産振興課長から
都道府県・指定都市・中核市動物愛護管理主管部（局）長
各地方農政局生産部長
北海道農政事務所生産経営産業部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長あて

日頃より動物愛護管理行政の推進につきまして、御理解御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号、以下、「動物愛護管理法」という。）第40条に規定する動物を殺す場合の方法については、「動物の殺処分に関する指針」（平成7年7月4日総理府告示第40号。以下「指針」という。）において、動物を殺処分しなければならない場合にあっては、化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によることが規定されているところです。

今般、ある畜産事業者において、首吊りにより時間をかけて豚を窒息死させる行為や、適切な治療や殺処分を行わずに放置することにより鶏に餓死や衰弱死を招く行為が行われているとの情報を環境省において確認しました。

動物愛護管理法では、動物のみだりな殺傷や暴行等を禁止しています。これらは一般的に、不必要に強度の苦痛を与えるなどの残酷な取扱いをすることをいい、その具体的判断は、行為の目的、手段、態様等とその行為による動物の苦痛等を総合して、社会通念としての一般人の健全な常識により判別すべきものと解しています。

また、上述のとおり、指針では殺処分を行う際には適切な殺処分方法によることと規定されており、「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」（令和2年3月16日農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）においても、治療を行っても回復の見込みがない場合や、著しい生育不良や虚弱で正常な発育に回復する見込みのない場合など、家畜の殺処分を農場内で実施しなければならない場合には、直ちに死亡させるか、直ちに意識喪失状態に至るようにするなど、出来る限り苦痛の少ない方法により殺処分を行うこととしております。

個々の行為が虐待にあたるかを一律に判断することは困難であるものの、動物虐待は、人が社会の中で関わるあらゆる動物の取扱いにおいて、法的にも道義的にもあってはならないことです。

このため、令和元年度の法改正により、昨年6月から動物のみだりな殺傷や虐待に関する罰則が大幅に強化されたことや、動物愛護管理部局と畜産部局等との連携強化が明示されたことも踏まえ、関係部局が連携して、日頃より、産業動物の適切な取扱いの確保及び虐待等の防止に係る事業者への指導助言や情報共有の徹底を図るとともに、適切な方法による殺処分が行われていない事態や飼養保管が適切でないことに起因して産業動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態が認められたときは、速やかな改善を求め、改善の意志がない場合は、警察への告発を含めて厳正に対処するよう御対応願います。

各地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局におかれては貴局管内の都道府県畜産部局に上記の旨を周知するとともに、畜産関係者へ周知するよう依頼願います。

(参考)

「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年7月4日総理府告示第40号)

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/shobun.pdf

「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」(令和2年3月16日農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知)

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-42.pdf

「疾病の管理を目的とした殺処分」(OIEの陸生動物衛生規約)

https://www.oie.int/index.php?id=169&L=0&htmfile=chapitre_aw_killing.htm

(2) 疑義照会

① 狩猟法に関する疑義について（照会）

昭和 25 年 12 月 11 日
獣 第 835 号

愛知県知事から
林野庁長官あて

今般公布施行となつた標記狩猟法中下記の件に関し疑義の点がありこれが見解如何によつては行政上に及ぼす影響が顧慮されるから文書をもつて御回示煩わしたく照会致します。

記

狩猟法施行規則（昭和 25 年 9 月 30 日農林省令第 108 号）第 1 条の狩猟鳥獣の種類中「ノイヌ」とあるのは如何なるものを指すものか。

「ノイヌ」なるものは畜犬の前身ともいふべき野性犬をいうものか、それとも従来畜犬であつて所有者の明かでない浮浪犬等の所謂野良犬と称するものをも「ノイヌ」と解するものか。御承知のように犬については昭和 25 年 8 月 26 日法律第 247 号で公布になつた狂犬病予防法において規定した登録と狂犬病予防注射による証票のない犬があるときは都道府県知事は狂犬病予防員をしてこれを捕獲抑留することになつていて、この場合所有者に引きとるべき旨を通知し又は市町村長はその旨を公布し、5 日間の抑留期間後所有者のないものに対してはこれを処分することになつていますが、狩猟法によれば「ノイヌ」は直ちに銃殺しうるものと解され前記の所謂野良犬と称するものも同一義であつて狩猟しうるものとする場合は狂犬病予防法の運用に支障を来たし且つこの趣旨と相容れないものと解せられる節あるによる。

② 「狩猟法に関する疑義について（照会）」に対する回答通知

昭和 25 年 12 月 25 日
25 林野第 16999 号

林野庁長官から
愛知県知事あて

本月 11 日付獣第 835 号を以て御照会に係る首題の件下記の通り回答する。

記

狩猟法施行規則第 1 条にいう「ノイヌ」とは山野に常棲する「いぬ」を謂い、市街地又は村落に棲息する無主の犬、所謂野良犬はこの範疇に入らないものと解する。

③ ノネコについて（照会）

昭和 39 年 5 月 28 日

姫路簡易裁判所裁判官から
農林省あて

御繁務中甚だ恐縮ながら当庁裁判上必要につき下記事項につき至急御回答賜り度く照会に及びます。

記

- 1 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則第 1 条に狩猟鳥獣として規定する「ノネコ」の定義
- 2 右に云う「ノネコ」と「家ネコ」の相違点「山ネコ」との相違又飼主を離れたものはすべて「ノネコ」と云えるか。
動物学上「ノネコ」と云う種類の動物が有るか、又は特定の地方に於ける俗称か（例えば「むじな」と「たぬき」の如き）。
- 3 ノネコ、ノイヌ、ノウサギを保護する必要があるのか。

④ 「ノネコについて（照会）」に対する回答通知

昭和 39 年 8 月 31 日
39 林野造第 716 号

林野庁長官から
姫路簡易裁判所裁判官あて

5 月 28 日付けで照会のあつたこのことについて下記のとおり回答する。

記

- 1 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（以下「規則」という。）第 1 条にいう「ノネコ」とは、常時山野にて、野生の鳥獣等を捕食し、生息している「ネコ」をいう。
 - 2 (1) 「ノネコ」と「家ネコ」とは動物学上は同一の「ネコ」で「ノネコ」と称する別種類のものがあるのではない。畜養動物である「家ネコ」が野生化して 1 のようなものとなつたのが「ノネコ」である。
(2) 「ヤマネコ」は、「ノネコ」とは全くちがった種類のもので、広くアジア諸国に分布している生来の野生動物である。
その毛色は、固定しており、体は灰褐色で額に 2 ないし 4 本の栗黒褐色の平行の縦帯があり、それに接し白帯がある。
また体側から腹に褐色のはん点があり、尾に暗褐色の環状はんがある。
 - (3) 飼い主の支配をはなれた「ネコ」で 1 に述べた要件をみたまものは「ノネコ」に該当するが、飼い主のもとをはなれ市街地または村落をはいかいしているような「ネコ」は規則第 1 条にいう「ノネコ」ではない。
 - (4) 「ノネコ」の名称は、特定地方の俗称ではなく、規則改正（昭和 24 年 10 月）の際あらたに付した名称である。
- 3 ノネコ、ノイヌ、ノウサギは特に保護していない。

そのため狩猟獣類に指定し、狩猟者に捕獲をすることを認めているのである。

⑤ 動物の保護及び管理に関する法律第 13 条の疑義取り扱いについて（照会）

昭和 49 年 10 月 1 日
青環第 798 号

青森県環境保健部長から
内閣総理大臣官房管理室長あて

このことについて、次のとおり疑義を生じたので至急御教示くださるようお願いいたします。

記

本県で、古くからの慣習として闘犬会（主として土佐犬）及び馬力大会等が行われていますが、この行為は動物の保護及び管理に関する法律第 13 条の規定に該当するかどうか。

⑥ 動物の保護及び管理に関する法律第 13 条の取り扱いについて（回答）

昭和 49 年 10 月 18 日
法務省刑刑第 179 号

法務省刑事局刑事課長から
内閣総理大臣官房管理室長あて

昭和 49 年 10 月 9 日付総第 489 号をもって紹介のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

伝統行事として社会的に認容されている闘牛、闘犬等を実施する行為は、当該行事を行うために必要な限度を超えて動物に苦痛を与えるような手段、方法を用いた場合を除き、動物の保護及び管理に関する法律第 13 条第 1 項に該当しないものと解する。

⑦ 動物の保護及び管理に関する法律第 13 条の取り扱いについて（回答）

昭和 49 年 10 月 23 日
警察庁丁防発第 187 号

警察庁保安部防犯少年課長から
内閣総理大臣官房管理室長あて

10 月 9 日総管第 489 号で照会の件については、下記のとおりお知らせします。

記

本件照会の闘犬・闘牛等は、他に特別の事情のない限り、動物の保護及び管理に関する法律第 13 条の規定に該当しないと解する。

（理由）

警察庁では、伝統行事として行われるものであっても、残虐であれば同法第 13 条に該当すると解している。

闘犬、闘牛について残虐かどうかは、当該闘犬・闘牛が動物を死に至らせ又は以後の生存に重大な影響を及ぼすような傷を負わせる性質を有するかどうかを基準として判断している。

本件については、当庁が青森県警察を通じて調査したところ、上述の性質を有するものではないと史料するので、同法第 13 条には該当しないと解する。

また、馬力大会については、馬に荷を引かせて競争させる行為自体は、一般的には虐待にあたらないが、殴打するなどによって馬を死に至らせ、又は著しい傷を負わせた場合には、虐待にあたるものと解する。

本件については、当庁が調査したところでは、上述のような虐待行為を伴うものではないと史料するので、一般的には、同法第 13 条には該当しないと解する。

⑧ 動物の保護及び管理に関する法律第 13 条の取り扱いについて（回答）

昭和 49 年 11 月 11 日
総 管 第 5 2 3 号

内閣総理大臣官房管理室長から
青森県環境保健部長あて

昭和 49 年 10 月 1 日付け青環第 798 号で照会のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

伝統行事として社会的に認容されている闘犬、馬力大会等を実施する行為は、当該行事を行うために必要な限度を超えて動物に苦痛を与えるような手段、方法を用いた場合を除き、動物の保護及び管理に関する法律第 13 条の規定に該当しないものと解する。

⑨ 動物の保護及び管理に関する法律の解釈について（照会）

昭和 57 年 1 月 7 日
警察庁丁防発第 5 号

警察庁保安部防犯課長から
総理府内閣総理大臣官房管理室長あて

広島平和記念公園内のはとは、別紙のとおり広島市及び同公園を訪れる観光客により餌が与えられるなどしているが、この場合において、当該はとは動物の保護及び管理に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号に規定するいえばとに該当すると解して宜しいか見解を頂きたく照会致します。

（理由）

別紙の状況から、当該はとは、人間による飼養関係が認められるからである。

（別紙）

広島平和記念公園内のはとは、昭和 30 年ごろから住みついて、現在 2,000～3,000 羽いるが、

- 1 広島市では、昭和 31 年 6 月ごろ、同公園内にははと小屋を建設し、現在 200 羽位のはとが入っている。
- 2 広島市はまた、同公園内のはとの餌代として年間 16 万円（消耗品費）を計上してはとに餌を与えている。更に、毎日観光客が、同公園内の売店で売っている餌（1 袋 200 グラム入り）を買入れてはとに与えている。
1 日の売上げは、平均 260 袋である。

⑩ 動物の保護及び管理に関する法律の解釈について（回答）

昭和 57 年 2 月 9 日
総 管 第 4 2 号

内閣総理大臣官房管理室長から
警察庁保安部防犯課長あて

昭和 57 年 1 月 7 日付け警察庁丁防発第 5 号「動物の保護及び管理に関する法律の解釈について」で照会のあった件については、広島平和記念公園内のはとが和名ドバト学名（*Columbalivia* var. *domesticus*）であるならば、貴見のとおりと解する。

**⑪ 動物の保護及び管理に関する法律第13条に規定する
「保護動物」の解釈について（照会）**

平成元年7月3日
札衛動セ第127号

札幌市衛生局長から
内閣総理大臣官房管理室長あて

平素より動物保護管理行政に対し、ご指導、ご協力を賜りお礼申し上げます。
近年、ねこに関する諸問題が多く、対策に苦慮しているところですが、上記「保護動物」の解釈について疑義が生じております。
つきましては、下記事項について、ご多用のところ誠に恐縮ですが、ご教示願いたく照会いたします。

記

- 1 野良ねこ（及び野良犬）は、「動物の保護及び管理に関する法律」（以下「動管法」という。）第13条第2項の保護動物に当たるか。
- 2 野良ねこの捕獲は、動管法上禁止されているか。

**⑫ 動物の保護及び管理に関する法律13条に規定する
「保護動物」の解釈について（回答）**

平成元年10月24日
総官第473号

内閣総理大臣官房管理室長から
札幌市衛生局長あて

平成元年7月3日付け札衛動セ第127号をもって照会があった標記について、下記のとおり回答する。

記

1について

いわゆる野良犬及び野良ねこは、「動物の保護及び管理に関する法律」（以下、「動管法」という。）第13条第2項第1号に規定する保護動物であると解する。

2について

動管法においては捕獲に関する規定はないが、捕獲行為の目的、手段、態様等によっては、当該行為が第13条第1項に規定する「虐待」に当たると判断される場合がある。

(3) 中央環境審議会動物愛護部会

① 動物の虐待防止に関する意見

昭和 50 年 4 月 4 日

動物保護審議会会長から
内閣総理大臣あて

沖縄県における海洋博開催期間中に沖縄県の業者が誘致を計画しているメキシコ闘牛（以下「闘牛」という。）の公開は、我が国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に悪影響を及ぼすばかりでなく、動物の保護及び管理に関する法律（以下「法律」という。）に違反するので、動物保護審議会は、その計画及び興業の中止措置を速やかに執られるよう要請する。

なお、業者は、最近、牛を殺傷することなく、メキシコ闘牛の形式で公衆に観覧せしめると申し立てているやに聞き及ぶが、本審議会は、そのような形式でも法律の精神に反するので、これが開催には同意しがたい。

中止要請理由

- 1 闘牛は、基本的に法律第 2 条の基本原則に反するのみならず第 13 条第 1 項に定める虐待に該当する。
- 2 闘牛の目的は、好奇的な娯楽として行われ、動物を苦しめ、傷つけ、殺すことを正当化する理由がない。
- 3 闘牛場において牛を追い回し、刀槍をもって刺し、最後に殺す行為は、法律第 10 条の主旨に反する。

2. 関連条文

主な関連条文

家畜伝染病予防法（抜粋）

（昭和二十六年法律第百六十六号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、家畜の伝染性疾病（寄生虫病を含む。以下同じ。）の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的とする。

第六章 雑則

（家畜防疫官及び家畜防疫員）

第五十三条

3 この法律に規定する事務に従事させるため、都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるものの中から、家畜防疫員を任命する。ただし、特に必要があるときは、当該都道府県の職員で家畜の伝染性疾病预防に関し学識経験のある獣医師以外の者を任命することができる。

4 都道府県知事は、獣医師を当該都道府県の職員として採用することにより、この法律に規定する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めなければならない。

行政手続法（抜粋）

（平成五年法律第八十八号）

第三章 不利益処分

第一節 通則

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハマまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

刑事訴訟法（抜粋）

（昭和二十三年法律第百三十一号）

第二編 第一審

第一章 捜査

第二百三十九条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

② 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

公益通報者保護法（抜粋）

（平成十六年法律第百二十二号）

（目的）

第一条 この法律は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公益通報」とは、労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労務提供先（次のいずれかに掲げる事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代

理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者（以下「労務提供先等」という。）、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、当該労務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号において同じ。）に通報することをいう。

- 一 当該労働者を自ら使用する事業者（次号に掲げる事業者を除く。）
 - 二 当該労働者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四条において「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において、当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。第五条第二項において同じ。）の役務の提供を受ける事業者
 - 三 前二号に掲げる事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該労働者が当該事業に従事するときにおける当該他の事業者
- 2 この法律において「公益通報者」とは、公益通報をした労働者をいう。
- 3 この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。
- 一 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実
 - 二 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）
- 4 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
- 一 内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、デジタル庁、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められた職員
 - 二 地方公共団体の機関（議会を除く。）

（解雇の無効）

第三条 公益通報者が次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として前条第一項第一号に掲げる事業者が行った解雇は、無効とする。

- 一 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合 当該労務提供先等に対する公益通報
- 二 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合 当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対する公益通報
- 三 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、次のいずれかに該当する場合 その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対する公益通報
 - イ 前二号に定める公益通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合
 - ロ 第一号に定める公益通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合
 - ハ 労務提供先から前二号に定める公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合
 - ニ 書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。第九条において同じ。）により第一号に定める公益通報をした日から二十日を経過しても、当該通報対象事実について、当該労務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該労務提供先等が正当な理由がなくて調査を行わない場合
 - ホ 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

（行政機関がとるべき措置）

第十条 公益通報者から第三条第二号に定める公益通報をされた行政機関は、必要な調査を行い、当該公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

- 2 前項の公益通報が第二条第三項第一号に掲げる犯罪行為の事実を内容とする場合における当該犯罪の捜査及び公訴については、前項の規定にかかわらず、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の定めるところによる。

（教示）

第十一条 前条第一項の公益通報が誤って当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しない行政機関に対してされたときは、当該行政機関は、当該公益通報者に対し、当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄
(政令への委任)

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(抜粋)

(平成二年法律第七十号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、食鳥処理の事業について公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずるとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする。

第六章 雑則

(食鳥検査等を実施する職員)

第三十九条 食鳥検査の事務、第二十条及び前条第一項に規定する都道府県の職員の職務並びに食鳥処理に関する指導の職務は、食品衛生監視員、と畜検査員その他厚生労働省令で定める職員であつて政令で定める資格を有するもののうちからあらかじめ都道府県知事が指定する者が行う。

2 都道府県知事は、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十四条第一項に規定する都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、前項の都道府県知事が指定する者に同項に規定する事務又は職務を行わせなければならない。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(抜粋)

(平成十四年法律第八十八号)

第一章 総則

(定義等)

第二条

7 この法律において「狩猟鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であつて、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等(捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。)の対象となる鳥獣(鳥類のひなを除く。)であつて、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。

と畜場法(抜粋)

(昭和二十八年法律第一百四号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、と畜場の経営及び食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする。

(と畜検査員)

第十九条 第十四条に規定する検査の事務に従事させ、並びに第十六条及び第十七条第一項に規定する当該職員の職務並びに食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保に関する指導の職務を行わせるため、都道府県知事は、当該都道府県の職員のうちからと畜検査員を命ずるものとする。

2 都道府県知事は、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十四条第一項に規定する都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、と畜検査員に前項に規定する事務又は職務を行わせなければならない。

3 と畜検査員の資格について必要な事項は、政令で定める。

動物の愛護及び管理に関する法律(抜粋)

(昭和四十八年法律第五号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵かん養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(基本原則)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにならなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 総則

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

第二節 第一種動物取扱業者

(第一種動物取扱業の登録)

第十条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項及び第二十一条の四において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。第二十二条の五を除き、以下同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節、第三十七条の二第二項第一号及び第四十六条第一号において「第一種動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、その長とする。以下この節から第五節まで（第二十五条第七項を除く。）において同じ。）の登録を受けなければならない。

第四節 周辺の生活環境の保全等に係る措置

第二十五条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に係る場所に入り、飼養施設その他の物件を検査させ

ることができる。

6 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

7 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、第二項から第五項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる。

第五節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

（特定動物の飼養及び保管の禁止）

第二十五条の二 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（その動物が交雑することにより生じた動物を含む。以下「特定動物」という。）は、飼養又は保管をしてはならない。ただし、次条第一項の許可（第二十八条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの）を受けてその許可に係る飼養又は保管をする場合、診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

第四章 都道府県等の措置等

（負傷動物等の発見者の通報措置）

第三十六条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

第五章 雑則

（獣医師による通報）

第四十一条の二 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならない。

（地方公共団体への情報提供等）

第四十一条の四 国は、動物の愛護及び管理に関する施策の適切かつ円滑な実施に資するよう、動物愛護管理担当職員の設置、動物愛護管理担当職員に対する動物の愛護及び管理に関する研修の実施、動物の愛護及び管理に関する業務を担当する地方公共団体の部局と畜産、公衆衛生又は福祉に関する業務を担当する地方公共団体の部局、都道府県警察及び民間団体との連携の強化、動物愛護推進員の委嘱及び資質の向上に資する研修の実施、地域における犬、猫等の動物の適切な管理等に関し、地方公共団体に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第四十六条の二 第二十五条第三項又は第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 第二十四条第一項（第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条の二第三項若しくは第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十七条の二 第二十五条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第四十五条 五千万円以下の罰金刑
- 二 第四十四条又は第四十六条から前条まで 各本条の罰金刑

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（抜粋）

（平成十八年環境省令第一号）

（虐待を受けるおそれがある事態）

第十二条の二 法第二十五条第四項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であつて、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。

- 一 動物の鳴き声が過度に継続して発生し、又は頻繁に動物の異常な鳴き声が発生していること。
- 二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生していること。
- 三 動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生していること。
- 四 栄養不良の個体が見られ、動物への給餌及び給水が一定頻度で行われていないことが認められること。
- 五 爪が異常に伸びている、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われていない個体が見られること。
- 六 繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。

執筆に当たり御協力いただいた有識者

【第1版】

(五十音順、敬称略)

氏名	所属	役職
浅野 明子	第一東京弁護士会 (高木國雄法律事務所)	弁護士
磯部 哲	慶應義塾大学法科大学院	教授
佐伯 潤	公益社団法人 日本獣医師会／帝京科学大学	理事/准教授
田中 亜紀	日本獣医生命科学大学獣医学部	講師
遠山 潤	新潟県動物愛護センター	センター長
町屋 奈	公益社団法人 日本動物福祉協会	獣医師 調査員
三上 正隆	愛知学院大学 法学部	教授

※所属・役職は第1版発行時点。

【第2版】

(五十音順、敬称略)

氏名	所属	役職
田中 亜紀	日本獣医生命科学大学獣医学部	特任教授
三上 正隆	愛知学院大学 法学部	教授
箕輪 さくら	信州大学 経法学部	准教授

動物虐待等に関する対応ガイドライン

第1版 令和4年3月 発行

第2版 令和7年3月 発行

発行 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

編集

【第1版】株式会社オーエムシー

〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-34-1 新宿御苑前アネックスビル
(発行時点)

【第2版】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2